

訪問看護ステーション重要事項説明書（令和8年5月末現在）

1. 訪問看護事業者の概要および事業所の概要

法人名	株式会社 さらさば
代表者	代表取締役 田中千草
設立年月日	令和4年12月19日
事業所名	訪問看護ステーションあす花
所在地	福岡県北九州市門司区吉志一丁目2-7 メゾン・ド・ルミエール502号
管理者	看護師 田中千草
連絡先	TEL：093-236-0251 FAX：093-230-4008

2. 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

《株式会社さらさばが運営する訪問看護ステーションあす花》が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下、単に「事業所」という。）は、事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、療養生活を支援し、利用者が持てる力を最大限に発揮し心身の機能の維持回復を目指すことにより、利用者が可能な限り居宅において、個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

（運営方針）

- 1) 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、1人1人が持てる力を見出し全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- 2) 事業の実施に当たっては、知識・技術・人間性を磨き最善の看護を提供します。また、病状や機能に応じた安全・安楽な在宅療養が送れるように関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- 3) 事業所は、以下の場合を除いて、正当な理由なくサービス提供を拒みません。
 - （1）事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合。
 - （2）利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難な場合。
- 4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問看護や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供します。

3. 従業者の職種、員数及び職務の内容

1) 管理者 《看護師》 1人

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行います。

2) 看護師等

《正看護師》 常勤換算 2.5 人以上

《理学療法士等》 適当数

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たります。

4. 営業日及び営業時間

1) 営業日

月曜日から金曜日まで。(祝日含む)

2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、緊急時はこれ以外の時間に対応します。

3) 訪問看護サービス対応日

月曜日から日曜日まで。

4) 訪問看護サービス対応時間

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、緊急時は 24 時間対応します。

5) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とします。

5. サービスについて

1) 指定訪問看護の内容

- ・病状や日常生活動作等の観察
- ・入浴、シャワー浴、清拭・洗髪、部分浴等による清潔の保持
- ・療養上の世話、環境整備
- ・褥創の予防・処置
- ・リハビリテーション
- ・認知症患者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・服薬管理
- ・カテーテル等の管理
- ・その他医師の指示による医療処置
- ・精神面のケア

2) 通常の事業の実施地域

門司区、小倉南区、小倉北区の富野付近

3) 利用料等

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

以下の料金表参照（介護保険は 1 単位 10.2 1 円で計算。介護報酬の計算上 1 円前後の誤差が生じる場合があります。）

【料金表：介護保険】基本料金の１割、２割もしくは３割が自己負担

サービス内容及び 提供時間	基本利用料 (１０割)	１割負担	２割負担	３割負担
２０分未満（訪看ⅠⅠ）	３２０５円	３２１円	６４１円	９６２円
３０分未満（訪看ⅠⅡ）	４８０８円	４８１円	９６２円	１４４２円
３０分以上１時間未満（訪看ⅠⅢ）	８４０２円	８４０円	１６８０円	２５２１円
１時間以上１時間半（訪看ⅠⅣ）	１１５１６円	１１５２円	２３０３円	３４５５円
理学療法士等の訪問 20 分 (訪看ⅠⅤ)	３００１円	３００円	６００円	９００円
理学療法士等の訪問 40 分 (訪看ⅠⅤ×2 単位)	６００３円	６００円	１２０１円	１８０１円
定期巡回訪看（介護度Ⅰ～Ⅳ）	３０２３１円	３０２３円	６０４６円	９０６９円
定期巡回訪看（介護度Ⅴ）	３８３９９円	３８３９円	７６７９円	１１５１９円
２０分未満（予防）	３０９３円	３０９円	６１９円	９２８円
３０分未満（予防）	４６０４円	４６０円	９２１円	１３８１円
３０分以上１時間未満（予防）	８１０６円	８１１円	１６２１円	２４３２円
１時間以上１時間半まで（予防）	１１１２８円	１１１３円	２２２６円	３３３８円
理学療法士等の訪問（予防）20 分	２８９９円	２９０円	５８０円	８７０円
理学療法士等の訪問（予防）40 分	５７９９円	５８０円	１１６０円	１７４０円

※夜間（午後６時～午後１０時）早朝（午前６時～午前８時）⇒上記料金表の２５％加算

深夜（午後１０時～午前６時）⇒上記料金表の５０％加算

【加算について】１割、２割もしくは３割が自己負担

加算項目	料金 (10 割)	１割負担	２割負担	３割負担
初回加算Ⅰ	３５７３円	３５７円	７１５円	１０７２円
初回加算Ⅱ	３０６３円	３０６円	６１３円	９１９円
特別管理加算Ⅰ	５１０５円	５１１円	１０２１円	１５３２円
特別管理加算Ⅱ	２５５２円	２５６円	５１１円	７６６円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	６１２６円	６１３円	１２２５円	１８３８円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	５８６０円	５８６円	１１７２円	１７５８円
ターミナルケア加算（死亡月）	２５５２５円	２５５３円	５１０５円	７６５８円
複数名訪問加算Ⅰ（30 分未満）	２５９３円	２６０円	５１９円	７７８円
複数名訪問加算Ⅰ（30 分以上）	４１０４円	４１１円	８２１円	１２３２円
複数名訪問加算Ⅱ（30 分未満）	２０５２円	２０５円	４１０円	６１６円
複数名訪問加算Ⅱ（30 分以上）	３２３６円	３２４円	６４７円	９７１円
長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分を超えた場合)	３０６３円	３０７円	６１３円	９１９円
退院時共同指導加算	６１２６円	６１２円	１２２６円	１８３８円

※介護職員等処遇改善加算（令和 8 年 6 月～新設）

職員の処遇改善を通じて、看護職員の確保・定着を図り、これまで以上に質の高い安定した訪問看護サービスを継続して提供するための制度です。加算分は全額職員の賃金に還元されます。

訪問看護費と各種加算の合計の 1.8%→例）30,000 円×0.018＝540 円。

1 割負担の場合 54 円が追加になります。

【加算の必要の有無・同意】

・緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合	1 月につき 574 単位（5860 円）	☐ 同意する ☐ 同意しない
・特別管理加算（Ⅰ）下記※参照	1 月につき 500 単位（5105 円）	☐ 必要・同意する ☐ 必要なし
・特別管理加算（Ⅱ）下記※参照	1 月につき 250 単位（2552 円）	☐ 必要・同意する ☐ 必要なし
・長時間訪問看護加算 1 回の訪問が 1 時間 30 分を超える場合に限る	1 回につき 300 単位（3063 円）	☐ 必要・同意する ☐ 必要なし
・複数名訪問看護加算Ⅰ（30 分未満） （30 分以上） 2 人による場合：看護師と看護師	1 回 254 単位（2593 円） 1 回 402 単位（4104 円）	☐ 必要・同意する ☐ 必要なし
・複数名訪問看護加算Ⅱ（30 分未満） （30 分以上） 2 人による場合：看護師と補助員	1 回 201 単位（2052 円） 1 回 317 単位（3236 円）	☐ 必要・同意する ☐ 必要なし

※特別管理加算「厚生労働大臣が定める状態にあるもの」

（Ⅰ）在宅麻薬等注射指導管理を受けている、在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている、在宅強心剤持続投与指導管理を受けている、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

（Ⅱ）以下のいずれかを受けている状態にある者

- ① 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
- ② 人工肛門又は人工膀胱を造設している状態にある者
- ③ 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- ④ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- ⑤ 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定している者

【料金表：医療保険】

基本利用料は、基本療養費と管理療養費、物価対応料（令和8年6月～新設）の合計です。

・訪問看護基本療養費Ⅰ（精神科訪問看護基本療養費Ⅰ）＋訪問看護管理療養費

	基本利用料 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
1日目：5550＋7670	13220円	1322円	2644円	3966円
2日目以降： 5550＋3000	8550円	855円	1710円	2565円
1週間のうち、4日目から： 6550＋3000	9550円	955円	1910円	2865円

・訪問看護基本療養費Ⅱ（精神科訪問看護基本療養費Ⅲ）（同一建物で同一日に2人訪問した場合）
＋訪問看護管理療養費

	基本利用料 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
1日目：5550＋7670	13220円	1322円	2644円	3966円
2日目以降： 5550＋3000	8550円	855円	1710円	2565円
1週間のうち、4日目から： 6550＋3000	9550円	955円	1910円	2865円

・訪問看護基本療養費Ⅱ（精神科訪問看護基本療養費Ⅲ）（同一建物で同一日に3人～9人訪問）
＋訪問看護管理療養費

	基本利用料 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
1日目：2780＋7670	10450円	1045円	2090円	3135円
2日目以降： 2780＋3000	5780円	578円	1156円	1734円
1週間のうち、4日目から： 3280＋3000	6280円	628円	1256円	1884円

・訪問看護物価対応料（令和8年6月～新設）

※2027年6月からは下記金額が倍額となります。

	基本利用料 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
イ：月の初日の訪問	60円	6円	12円	18円
ロ：月の2日目以降の訪問	20円	2円	4円	6円

【加算について】

加算項目	基本料金 (10割)	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算Ⅰ(月)※Ⅰ	5000円	500円	1000円	1500円
特別管理加算Ⅱ(月)※Ⅱ	2500円	250円	500円	750円
24時間対応体制加算口(月)	6520円	652円	1304円	1956円
情報提供療養費(月)	1500円	150円	300円	450円
難病等複数回訪問加算2回目	4500円	450円	900円	1350円
難病等複数回訪問加算3回目以降	8000円	800円	1600円	2400円
緊急時訪問看護加算(日)	2650円 ※月15日目～ 2000円	265円 200円	530円 400円	795円 600円
長時間訪問看護加算(週) 90分以上	5200円	520円	1040円	1560円
乳幼児加算(日)	厚生労働大臣が定める者1800円 それ以外 1400円	180円 140円	360円 280円	540円 420円
複数名訪問看護加算(週) (看護師2名の場合)	4500円	450円	900円	1350円
退院時共同指導加算(回)	8000円	800円	1600円	2400円
特別管理指導加算(回)	2000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算(回) 退院日	6000円	600円	1200円	1800円
訪問看護ターミナルケア 療養費(回)	25000円	2500円	5000円	7500円
早朝・夜間加算(回) 6時～8時、18時～22時	2100円	210円	420円	630円
深夜加算(回)22時～6時	4200円	420円	840円	1260円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ ※2027年6月～倍額となります。	1050円	105円	210円	315円
訪問看護医療情報連携加算	1000円	100円	200円	300円
訪問看護遠隔補助料	2650円	265円	530円	795円

【加算の同意】

上記表に記載の加算について、必要時に加算する。

[同意する ・ 同意しない]

【自費での訪問看護】介護保険や医療保険を利用せずに職員等が訪問看護を実施する場合

・エンゼルケア 亡くなられたあとのケア	1回につき 10000円	☐ 希望する ☐ 希望しない
------------------------	-----------------	---

【利用者負担金のお支払いについて】

当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月 10 日頃にお渡しします。次のいずれかの方法で月末までにお支払いください。お支払いを受けた後、領収書と明細書を無料で発行します。

☐ 自動口座引き落とし（※翌月 26 日頃引き落とし）

☐ 現金払い

【サービスのキャンセルについて】

利用者の都合でサービスをキャンセルされる場合は、予定が分かった時点で早めにご連絡ください。サービス当日にキャンセルをされた場合、キャンセル料（1000 円/回）を請求させていただきます。但し、利用者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません

6. 緊急時または、事故発生時等における対応方法

- 1) 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行います。
- 2) 事故発生の場合、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

7. 苦情相談窓口

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置します。苦情が生じた場合、直ちに連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行います。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぎます。

事業所内苦情 相談窓口	電話番号：093-236-0251 相談担当：管理者 田中千草
公的機関の 相談窓口	門司区保健福祉課（介護保険担当）093-331-1894 小倉南区保健福祉課（介護保険担当）093-951-4127 小倉北区保健福祉課（介護保険担当）093-582-3433 福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口092-642-7859

8. 秘密の保持と個人情報の保護

- 1) 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨の誓約書を雇用契約時に従業員と交わします。
- 2) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ます。

9. 業務継続計画の策定（感染症流行期や非常災害時の対応策）

◆感染症流行期に備えての取組み

- 1) 平時から感染流行期の体制構築や整備、感染防止に向けた取り組み等の計画を策定します。
- 2) 感染症流行期の初動対応を定めます。
- 3) 保健所との連携や感染者或いは濃厚接触者への対応等、感染症拡大防止体制を確立します。
- 4) 研修や訓練等（年２回以上）を通じて職員等へ、感染症に係る業務継続計画の具体的内容を周知します。

◆非常災害に備えての取組み

- 1) 平時から災害に備え、建物・設備の安全対策、電気・情報通信等のライフラインが停止した場合の対策等の計画を策定します。
- 2) 災害時の初動対応を定めます。
- 3) 災害時の他施設や地域との連携体制を確立します。
- 4) 研修や訓練等（年２回以上）を通じて職員等へ、災害に係る業務継続計画の具体的内容を周知します。

Ⅰ 〇. 衛生管理等（感染の予防及び蔓延防止策）

- 1) 平時から事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等について実施、周知徹底します。
- 2) 感染症発生に備え、保健所との連携や感染者或いは濃厚接触者への対応等、感染症拡大防止体制を確立します。
- 3) 研修や訓練等（年２回以上）を通じて職員等へ、感染の予防及び蔓延防止策の具体的内容を周知します。

Ⅰ Ⅰ. ハラスメント防止策

当事業所では職員等に対しハラスメント防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- 1) 研修などを通じて、職員等のハラスメント防止や知識の向上に努めます。
- 2) 職員等が業務、支援に当たったの悩みや苦悩を相談できる体制を整えます。

Ⅰ Ⅱ. 賠償責任

- 1) 事業所が利用者に対する本サービス提供にあたって、事業所の故意又は重過失により利用者が損害を被った場合、事業所は利用者の損害を賠償します。ただし、利用者またはその家族等に過失がある場合または、事業所に重過失や明らかな過失がない場合は、事業所は賠償責任を免除され、または賠償額が減額されます。
- 2) 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理又は復元を原則とします。

- 3) 修理又は復元が不可能な場合は、原則として、購入時の価格ではなく、時価（購入価格、使用年数、耐用年数を考慮した額）をその賠償額の範囲とします。
- 4) 利用者及び家族等の責に帰すべき事由により、事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、事業所に対し、連帯してその損害を賠償するものとします。

Ⅰ 3. 高齢者虐待・障害者虐待防止について

当事業所では利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- 1) 研修などを通じて、職員等の人権意識の向上や知識や、技術の向上に努めます。
- 2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3) 職員等が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

Ⅰ 4. 身体拘束の禁止

当事業所では利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

Ⅰ 5. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意します。

- 1) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- 2) 看護師等は介護保険上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- 3) 健康保険事業の健全な運営の確保に努め、利用者様や他の事業者・従業員に対して経済上の利益の提供による誘引は行いません。

